

○経済産業省告示第二百七十五号
 家庭用品品質表示法(昭和三十一年法律第百四号)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣 二階 俊博

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

雑貨工業品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号(四)口中「中栓及び湯水パイプについては」の下に、「消費者が理解しやすいように適切に表現をした上で」を加える。

別表第二第一号(五)へ中「丸洗いをしない旨」の下に、「ただし、丸洗いでできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する。」を加える。

別表第二第一号(七)中「下げ札又は金属板等のラベル」を「下げ札又はラベル」に改める。

別表第二第八号(一)表中「羊又はやぎの革」を「羊の革」に改める。

別表第二第八号(二)を次のように改める。

(二) 寸法の表示に際しては、日本工業規格 S 四〇五一の 2・1「手囲い」で規定される長さを中心メートル単位の整数により表示すること。

別表第二第十三号(一)表中「羊又はやぎの革」を「羊の革」に改める。

別表第二第二十五号(一)表中「表面層に施したものの」の下に「(皮膜厚さが日本工業規格 H 八六〇一(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の六・二・一に定める等級が AA 5 以上のものに限り)」を加える。

別表第二第二十五号(二)中「ミリメートル単位で」の下に「小数点第一位まで」を、「付記すること」の下に、「ただし、なべの底の中央部がなべの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらの確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。」を加え、それぞれの使用部分をわかりやすく示し、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示することし、を「すべての材料の厚さを付記することし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の許容範囲はプラス・マイナス二十パーセントとする。」に改める。

別表第二第二十五号(四)中「プラス・マイナス五パーセントとすること」の下に「なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定する。また、測定はなべをよく洗浄した上で行う。」を加える。

別表第二第二十五号(五)イ⑧中「ナイフ等を使用しない旨(ステンレス鋼製のものを除く。)」を「金属製の固いものを使用しない旨」に改め、同号(五)イ⑩中「銅製のものに限り)」を削り、同号(五)イ⑫を「急激な衝撃を与えたり、空だまをした場合に水等をかけて急冷しない旨」に改める。

別表第二第二十五号(五)イに次を加える。

⑬ ストープの上で使用しない旨。

別表第二第二十六号(一)表中「表面層に施したものの」の下に「(皮膜厚さが日本工業規格 H 八六〇一(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の六・二・一に定める等級が AA 5 以上のものに限り)」を加える。

別表第二第二十六号(二)中「ミリメートル単位で」の下に「小数点第一位まで」を、「付記すること」の下に、「ただし、湯沸かしの底の中央部が湯沸かしの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらの確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。」を加え、それぞれの使用部分をわかりやすく示し、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示することし、を「すべての材料の厚さを付記することし、当該使用部

分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の許容範囲はプラス・マイナス二十パーセントとする。」に改める。

別表第二第二十六号(三)中「いずれか少ないもの」を「いずれか少ない縁までの容量」に改め、プラス・マイナス五パーセントとすること。の次に「なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定する。また、測定は湯沸かしをよく洗浄した上で行う。」を加える。

別表第二第二十六号(四)へ中「(はつるう引きのものに限り)」を削り、同号(四)トを「ストープの上で使用しない旨」に改める。

別表第二第二十六号(四)に次を加える。

子 使用後はよく洗って乾燥させる旨。

附則
 1 この告示は、平成二十二年九月一日から施行する。

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の雑貨工業品品質表示規程の規定に基づく表示をした雑貨工業品については、その表示をこの告示による改正後の雑貨工業品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

○国土交通省告示第九百六十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日
 国土交通大臣 金子 一義

別表三の項を(欠番)とし、別表一八の項中「東京都(島しょ部は大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村に限る。)、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、静岡県静岡市及び愛知県名古屋市の全域」を「宮城県仙台市、福島県福島市、茨城県水戸市、茨城県つくば市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県越谷市、埼玉県草加市、埼玉県三郷市、埼玉県八潮市、埼玉県鳩ヶ谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県川口市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県富士見市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県三芳町、埼玉県川越市、埼玉県新座市、埼玉県所沢市、埼玉県狭山市、埼玉県入間市、埼玉県千葉市、千葉県市川市、千葉県浦安市、千葉県習志野市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県柏市、東京都(島しょ部は大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村に限る。)、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県大和市、神奈川県座間市、神奈川県綾瀬市、神奈川県海老名市、神奈川県厚木市、神奈川県伊勢原市、神奈川県寒川町、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県逗子市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、神奈川県三浦市、神奈川県小田原市、静岡県静岡市及び愛知県名古屋市の全域」に改め、同表に次のように加える。

株式会社 グッド・ アイズ・ 建築検査機 構	東京都新 宿区百人 町二丁目 十六番十 五号	省令第十五 号各号に掲 げる区分	宮城県 山形 県 福島県 茨城県 栃木 県 群馬県 千 葉県 東京都 島しょ部を除 く。)、新島村 、利島村、神 津島村、神奈 川県 厚木市 、伊勢原市、 相模原市、大 和市、座間市 、綾瀬市、藤 沢市、茅ヶ崎 市、平塚市、 鎌倉市、逗子 市、葉山町、 横須賀市、三 浦市、小田原 市、静岡県 静 岡市、静岡市 、沼津市、浜 松市、豊田市 、岡崎市、愛 知県 名古屋市 の全域	東京都新宿区百 人町二丁目十六 番十五号	平成二十 一年八月十 五日	指定をし た日から 五年間
------------------------------------	------------------------------------	------------------------	--	----------------------------	---------------------	---------------------

発行所 千一〇五八四四五
 東京都港区虎ノ門二丁目
 二番四号 独立行政法人国立印刷局
 電話 03(3587)4294
 定価 一ヵ月、五九六円(本体一、五二〇円)
 本号一部 一七二円(本体一、二六〇円)
 (配) 送料別

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可